

熊本市公報

第 1421 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務厚生課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次 告 示

○特定計量器の定期検査(告示第 107 号).....	179
○介護保険法による指定訪問介護サービス事業の廃止(告示第 108 号).....	179
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(告示第 109 号).....	180
○使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託(告示第 110 号).....	180
○放置自転車の移動及び保管(告示第 111 号).....	180
○高齢者の居住の安定確保に関する法律によるサービス付き高齢者向け住宅の 指定登録機関の廃止(告示第 112 号).....	181
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による 障害福祉サービス事業者等の指定(告示第 113 号).....	182
○児童福祉法による障害児通所支援事業者等の指定(告示第 114 号).....	182
○第 34 回熊本市都市計画審議会の開催(告示第 115 号).....	183
○配当計算書の公示送達(告示第 116 号).....	184
○平成 27 年度市県民税納税通知書の公示送達(告示第 117 号).....	184
○市道の供用開始(告示第 118 号).....	184
○差押調書(謄本)及び配当計算書の公示送達(告示第 119 号).....	184
○差押調書(謄本)及び配当計算書の公示送達(告示第 120 号).....	185
○介護保険法による指定訪問介護サービス事業の廃止(告示第 122 号).....	185
○介護保険法による指定通所介護サービス事業の指定(告示第 123 号).....	185
○平成 27 年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達(告示第 126 号).....	186
○国民健康保険料督促状の公示送達(告示第 127 号).....	186
○介護保険料督促状の公示送達(告示第 128 号).....	186
○後期高齢者医療保険料督促状の公示送達(告示第 129 号).....	187
○平成 27 年度介護保険料納付通知書(普通徴収)の公示送達(告示第 130 号).....	187
○地縁による団体の認可(告示第 131 号).....	187
○使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託(告示第 134 号).....	188
○差押調書(謄本)の公示送達(告示第 135 号).....	189
○平成 27 年度国民健康保険料納付通知書の公示送達(告示第 136 号).....	189

○介護保険法による指定通所介護事業サービス事業の廃止(告示第 138 号)……………	189
○介護保険法による共同生活介護サービス事業者等の指定(告示第 139 号)……………	189
○市道の区域変更(告示第 140 号)……………	190
○市道の区域変更(告示第 141 号)……………	190
○市道の供用開始(告示第 142 号)……………	191
○市道の供用開始(告示第 143 号)……………	191
○市道の区域変更(告示第 144 号)……………	191
○市道の区域変更(告示第 145 号)……………	192
○市道の供用開始(告示第 146 号)……………	192
○市道の供用開始(告示第 147 号)……………	192
○県道の供用開始(告示第 148 号)……………	193
○県道の区域変更(告示第 149 号)……………	193
○県道の供用開始(告示第 150 号)……………	193
公 告	
○開発行為に関する工事の完了(公告第 172 号)……………	194
○開発行為に関する工事の完了(公告第 180 号)……………	194
○都市公園の供用開始(公告第 181 号)……………	194
○開発行為に関する工事の完了(公告第 186 号)……………	195
○開発行為に関する工事の完了(公告第 188 号)……………	195
○開発行為に関する工事の完了(公告第 191 号)……………	195
○建築基準法による一団地の認定(公告第 192 号)……………	195
○開発行為に関する工事の完了(公告第 193 号)……………	196
○開発行為に関する工事の完了(公告第 195 号)……………	196
○工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準の一部を改正する基準(公告第 196 号)……………	196
○建設工事に係る業務委託契約に係る最低制限価格の算定基準の一部を 改正する基準(公告第 197 号)……………	196
○熊本市建設工事履行確実性評価型総合評価一般競争入札実施要領の 一部を改正する要領(公告第 198 号)……………	197
○熊本市建設工事に係る業務委託総合評価一般競争入札試行要領の 一部を改正する要領(公告第 199 号)……………	197
○平成 27 年度熊本市農用地利用集積計画縦覧(公告第 200 号)……………	197
○熊本市農用地利用集積計画の一部取消(公告第 201 号)……………	198
上下水道局	
○熊本市上下水道局保安勤務規程の一部を改正する規程(上下水道局規程第 2 号)……………	198
○指定給水装置工事事業者の指定(上下水道局告示第 12 号)……………	198
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(上下水道局告示第 13 号)……………	198

病 院 局

○平成 27 年度熊本市職員採用選考試験案内(病院局公告第 30 号).....	199
--	-----

農 業 委 員 会

○熊本市農業委員会の運営に関する規程の一部を改正する規程(農委規程第 5 号).....	199
○農業委員会総会の招集(農委公告第 3 号).....	200

<h2 style="margin: 0;">告 示</h2>

告示第 107 号

平成 28 年 3 月 1 日

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。

2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検査日	検査場所
	検査区域（小学校区）
4 月 5 日（火）	西山中学校 武道場エントランス
	一新・城西
4 月 6 日（水）	慶徳小学校 図工室前（雨天時は職員用夜間通用口）
	慶徳・五福

※ 受付時間午前 10 時から正午・午後 1 時から午後 3 時まで

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

3 特定計量器検定検査規則（平成 25 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定による定期検査実施の場所及び期間

(1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

(2) 所在場所検査に該当する特定計量器

ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。

イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。

ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。

エ 特定計量器の数が多き場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。

オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

(3) 検査期間

平成 28 年 4 月 1 日（金）から平成 28 年 11 月 30 日（水）まで

告示第 108 号

平成 28 年 3 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の 所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種 類
4370106942	けあらーず薬園指定訪問介 護事業所 熊本市中央区薬園町12番 5号	株式会社セラム 愛知県名古屋市北区大曾根 一丁目26番23号 代表取締役 玉置 正樹	平成28年3 月31日	訪問介護 介護予防訪問 介護

告示第 109 号

平成 28 年 3 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大西 一史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	訪問看護ステーションふきのとう	熊本市東区下南部二丁目 15-11	平成28年3月1日 ~ 平成34年2月28日
2	Kパーク薬局	熊本市南区田迎二丁目1 8-18	平成28年3月1日 ~ 平成34年2月28日
3	りぼん薬局	熊本市南区出仲間一丁目 5-23	平成28年3月1日 ~ 平成34年2月28日
4	メリー薬局	熊本市中央区八王寺町1 1-52	平成28年3月1日 ~ 平成34年2月28日

告示第 110 号

平成 28 年 3 月 1 日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地、住所	団体等名称	職名、氏名
廃棄物処理手数料	熊本市中央区大江五丁目8番25号	株式会社エココミュニティ くまもと	代表取締役 小林 敬司

2 委託期間

平成28年3月1日から平成48年3月31日まで

告示第 111 号

平成 28 年 3 月 1 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア	平成 28 年 2 月 4 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、中央区大江三丁目 1
イ	平成 28 年 2 月 5 日	中央区琴平一丁目 2、南区八幡七丁目 3
ウ	平成 28 年 2 月 8 日	手取エリア、新市街エリア、辛島エリア
エ	平成 28 年 2 月 9 日	手取エリア
オ	平成 28 年 2 月 10 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、中央区草葉町 5-1 中央公民館、東区西原二丁目 19、並木坂エリア
カ	平成 28 年 2 月 15 日	手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、並木坂エリア、北区池田四丁目崇城大学前駅
キ	平成 28 年 2 月 16 日	上通りエリア、新市街エリア
ク	平成 28 年 2 月 17 日	西区河内町船津 2359
ケ	平成 28 年 2 月 18 日	新水前寺駅東高架下駐輪場、中央区九品寺一丁目銀座橋際自転車駐車場、中央区渡鹿 8 丁目東海学園前駅駐輪場
コ	平成 28 年 2 月 19 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、並木坂エリア
サ	平成 28 年 2 月 22 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア
シ	平成 28 年 2 月 23 日	東区尾ノ上一丁目 12
ス	平成 28 年 2 月 25 日	健軍ピアクレス、健軍駐輪場、健軍変電所前駐輪場、新水前寺駅西高架下駐輪場、中央区平成二丁目平成駅前自転車駐車場
セ	平成 28 年 2 月 26 日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、北区清水新地五丁目 10

(2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 28 年 6 月 1 日まで

2 移動・保管台数

自転車 173 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第 2 自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告示第 112 号

平成 28 年 3 月 1 日

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 28 条第 1 項の規定によりサービス付き高齢者向け住宅の登録機関として指定していた一般財団法人熊本県建築住宅センターの登録事務に関する業務の全部を平成 28 年 3 月 31 日付けをもって廃止することについて、同法第 37 条第 1 項の規定により許可したので、同法第 37 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 指定を解除する指定登録機関の名称及び住所

一般財団法人熊本県建築住宅センター
熊本市中央区水前寺六丁目 3 2 番第 1 号

2 指定登録機関が行う事務の範囲

高齢者の居住の安定確保に関する法律第 2 8 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務の全部

3 登録事務を行う事務所の所在地

熊本市中央区水前寺六丁目 3 2 番 1 号

告 示 第 1 1 3 号

平成 2 8 年 3 月 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 事業所の名称及び所在地

(1) グループホーム わっしょい

熊本市中央区新町三丁目 6 番 3 0 号 4 0 1

(2) グループホーム D. P

熊本市中央区八王寺町 1 4 番 3 4 号

(3) 済生会 ウイズ

熊本市南区内田町 3 5 6 1 番地 1

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) 特定非営利活動法人 一新福祉会

熊本市中央区新町三丁目 6 番 3 0 号 4 0 1

北村 直登

(2) 株式会社 D. P ワークサービス

熊本市中央区出水七丁目 5 6 番 4 1 号

松村 弘治

(3) 社会福祉法人恩賜財団済生会

東京都港区三田一丁目 4 番 2 8 号

須古 博信

3 指定年月日

平成 2 8 年 3 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

(1)及び(2) 共同生活援助

(3) 就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型

5 主たる対象とする障害の種類

(1) 知的障害者、精神障害者

(2) 特定なし

(3) 知的障害者

告 示 第 1 1 4 号

平成 2 8 年 3 月 3 日

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 事業所の名称及び所在地
 - (1) にじいろ
熊本市東区長嶺東四丁目 5 番 8 5 号
 - (2) 放課後等デイサービス カムさあ
熊本市北区龍田陳内三丁目 3 7 番 7 号
 - (3) そらひろ つばさのいえ
熊本市中央区保田窪一丁目 4 番 3 号ソレイユノボル 1 0 3
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 株式会社 Multicolored Company WITH
熊本県上益城郡益城町大字上陳 5 4 0 番地 2
橋村 りか
 - (2) 社会福祉法人リデルライトホーム
熊本市中央区黒髪五丁目 2 3 番 1 号
小笠原 嘉祐
 - (3) 株式会社ソラヒロ
熊本市中央区新屋敷二丁目 2 7 番 1 7 号 1 F
池田 英彦
- 3 指定年月日
平成 2 8 年 3 月 1 日
- 4 障害児通所支援サービスの種類
 - (1)及び(2) 放課後等デイサービス
 - (3) 児童発達支援
- 5 主たる対象者
 - (1)及び(3) 特定なし
 - (2) 重症心身障害児を除く障害児

告 示 第 1 1 5 号

平成 2 8 年 3 月 4 日

第 3 4 回熊本市都市計画審議会の開催にあたり、熊本市都市計画審議会傍聴実施要領（平成 1 2 年 1 2 月 1 日）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

第 3 4 回 熊本市都市計画審議会開催について

- 1 開催日
平成 2 8 年 3 月 2 5 日（金） 午前 1 0 時から
- 2 会場
熊本市役所 議会棟 2 階 予算決算委員会室
- 3 付議予定案件
 - (1) 熊本都市計画地区計画の決定 龍田 4 丁目地区地区計画
 - (2) 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく一般廃棄物処理施設の位置の件(池上町)
- 4 意見聴取予定案件等
 - (1) 立地適正化計画の策定について（意見聴取）
- 5 傍聴申込手続き
 - (1) 申込期限 平成 2 8 年 3 月 1 8 日（木）
 - (2) 申込先 熊本市都市建設局都市政策課
 - (3) 定員 1 0 人（申込人数が定員を超える場合は公開抽選）

※傍聴を希望される方は、都市政策課備え付けの申し込み用紙にて申込みこと。

告 示 第 1 1 6 号

平成 2 8 年 3 月 7 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

登載省略

2 送達をする書類名

配当計算書

告 示 第 1 1 7 号

平成 2 8 年 3 月 7 日

平成 2 7 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

該当年度	税目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 2 7	市県民税	過 4	平成 2 8 年 5 月 2 日	3 名

告 示 第 1 1 8 号

平成 2 8 年 3 月 7 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区間	
4 0 1 0	子飼本町大江 6 丁目第 1 号線	中央区子飼本町 2 4 5 番 1 地先から 中央区新屋敷 2 丁目 2 0 番 5 3 地先まで	平成 2 8 年 3 月 7 日

告 示 第 1 1 9 号

平成 2 8 年 3 月 7 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 4 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
登載省略
- 2 送達をする書類名
差押調書（謄本）
配当計算書

告 示 第 1 2 0 号

平成 2 8 年 3 月 7 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 4 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
登載省略
- 2 送達をする書類名
配当計算書

告 示 第 1 2 2 号

平成 2 8 年 3 月 8 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4 3 7 2 3 0 1 3 8 4	訪問介護事業所 ころの森 熊本市中央区上水前寺二丁目 1 0 番 7 号	NPO 法人ころの森 熊本市中央区上水前寺二丁目 1 0 番 7 号 理事長 緒方 裕子	平成 2 8 年 3 月 3 1 日	訪問介護 介護予防訪問介護

告 示 第 1 2 3 号

平成 2 8 年 3 月 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 5 4 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 並びに同法第 1 1 5 条の 2 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 3 1 の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
-----------	-------------	--------------------------	-------	---------

439010 1683	デイサービスセンター 望星 熊本市中央区大江一丁目10番 25号 大江望星ビル2階	熊本市中央区大江一丁目10番 25号 株式会社望星 代表取締役 東 美紀	平成28年4 月1日	認知症対応 型 通所介護
439010 1683	デイサービスセンター 望星 熊本市中央区大江一丁目10番 25号 大江望星ビル2階	熊本市中央区大江一丁目10番 25号 株式会社望星 代表取締役 東 美紀	平成28年4 月1日	介護予防認 知症対応型 通所介護

告 示 第 1 2 6 号

平成 28 年 3 月 10 日

平成 27 年度後期高齢者医療保険料納入通知書 7 月分の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明で書類を送達することができないため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市健康福祉子ども局国保年金課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

送達を受けるべき者の住所及び氏名
登載省略

告 示 第 1 2 7 号

平成 28 年 3 月 10 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	1 月期	454 名
	1 2 月期	17 名
	1 1 月期	5 名
	1 0 月期	3 名
	9 月期	2 名
	7 月期	1 名
	6 月期	1 名

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 28 年 3 月 16 日

告 示 第 1 2 8 号

平成 28 年 3 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2、及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成27年度	1月期	1名
	12月期	1名
	11月期	1名

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成28年3月16日

告 示 第 1 2 9 号

平成28年3月10日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成27年度	1月期	11名

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成28年3月16日

告 示 第 1 3 0 号

平成28年3月10日

平成27年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）第9条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	科目	期別	納期限	備考
平成27年度	介護保険料	2月期	平成28年3月31日	公示送達者 1名（登載省略）
		3月期	平成28年3月31日	

告 示 第 1 3 1 号

平成28年3月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 名称

七本自治会

2 規約に定める目的

本会は、地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維

持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること。
- (4) 福利、厚生に関すること。
- (5) 交通安全、防犯、防火等に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

3 区域

本会の区域は、熊本市北区植木町轟 530 番から 535 番まで、693 番 1、706 番から 858 番まで、1424 番 1、1520 番から 1523 番まで、1766 番から 2428 番まで（ただし、1873 番から 1875 番まで、2056 番から 2060 番まで、2374 番、2376 番から 2386 番まで、及び 2390 番から 2393 番までを除く。）、2511 番 11、2522 番 1、2529 番から 2586 番まで（ただし、2534 番及び 2539 番から 2547 番までを除く。）、2678 番、2730 番から 2745 番まで（ただし、2733 番から 2737 番までを除く。）、及び 2792 番から 2801 番までの区域とする。

4 主たる事務所

熊本市北区植木町轟 2248 番地

5 代表者の氏名

高永 洋祐

6 代表者の住所

熊本市北区植木町轟 1834 番 5

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

無

8 代理人の有無

無

9 解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

10 認可年月日

平成 28 年 3 月 9 日

告 示 第 1 3 4 号

平成 28 年 3 月 14 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 受託者

熊本市中央区山崎町 8 番 8 号

株式会社アール・ケー・ケー・メディアプランニング

代表取締役社長 上野 淳

2 委託期間

平成 28 年 3 月 14 日から平成 28 年 5 月 13 日まで

3 委託する歳入の種類

畜犬登録手数料及び狂犬病関係手数料

告 示 第 1 3 5 号

平成 28 年 3 月 14 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（贍本）について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西 一史

送達を受けるべき者の住所及び氏名
登載省略

告 示 第 1 3 6 号

平成 28 年 3 月 14 日

平成 27 年度国民健康保険料納付通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明で書類を送達することができないため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該書類は熊本市健康福祉子ども局国保年金課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西 一史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

28 名

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 28 年 3 月 31 日

告 示 第 1 3 8 号

平成 28 年 3 月 15 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 の規定による届出がされたので、同法第 78 条の 11 及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
43701 05316	デイサービスセンター ロイテの社 熊本市東区健軍四丁目 5 番 10 号	有限会社 ケアランド熊本 熊本市東区佐土原一丁目 16 番 35 号 代表取締役 佐土原 護	平成 28 年 3 月 31 日	認知症対応型通所介護
43701 05316	デイサービスセンター ロイテの社 熊本市東区健軍四丁目 5 番 10 号	有限会社 ケアランド熊本 熊本市東区佐土原一丁目 16 番 35 号 代表取締役 佐土原 護	平成 28 年 3 月 31 日	介護予防認知症対応型通所介護

告 示 第 1 3 9 号

平成 28 年 3 月 15 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定及び同法第54条の2第1項本文の指定をしたので、同法第78条の11及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の14並びに同法第115条の20及び同法施行規則第140条の31の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43901 01691	グループホーム おりがえ 熊本市南区合志四丁目3番60号	医療法人社団 松下会 熊本市南区白藤五丁目1番1号 理事長 松下 和孝	平成28年3月 20日	認知症対応型共同生活介護
43901 01691	グループホーム おりがえ 熊本市南区合志四丁目3番60号	医療法人社団 松下会 熊本市南区白藤五丁目1番1号 理事長 松下 和孝	平成28年3月 20日	介護予防認知症対応型共同生活介護

告示第140号

平成28年3月15日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
4010	子飼本町大江6丁目第1号線	中央区子飼本町288番2地先から 中央区東子飼町8番116地先まで	旧	50.0～50.9	8.3
		中央区子飼本町288番2地先から 中央区東子飼町8番116地先まで	新	50.0～68.0	8.3

告示第141号

平成28年3月15日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
15-19	田迎第15号線	南区田迎6丁目100番5地先から 南区田迎6丁目202番2地先まで	旧	4.2～6.1	60.0
		南区田迎6丁目100番5地先から 南区田迎6丁目202番2地先まで	新	5.2～7.1	60.0

告 示 第 1 4 2 号

平成 28 年 3 月 15 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域		供用開始の期日
		区間		
15-19	田迎第 15 号線	南区田迎 6 丁目 100 番 5 地先から 南区田迎 6 丁目 202 番 2 地先まで		平成 28 年 3 月 15 日

告 示 第 1 4 3 号

平成 28 年 3 月 15 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域		供用開始の期日
		区間		
3-11	大江 4 丁目 3 丁目第 1 号線	中央区大江 3 丁目 2 番 5 地先から 中央区大江 3 丁目 3 番 9 地先まで		平成 28 年 3 月 15 日

告 示 第 1 4 4 号

平成 28 年 3 月 15 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
1-31	桜町上鍛冶屋町第 1 号線	中央区桜町 3 番 15 地先から 中央区桜町 5 番 4 地先まで	旧	8.0~8.1	133.6
		中央区桜町 3 番 15 地先から 中央区桜町 5 番 4 地先まで	新	12.2~13.4	138.1
1-32	辛島町第 1 号線	中央区辛島町 3 番 24 地先から 中央区桜町 5 番 4 地先まで	旧	15.0~20.0	104.1
		中央区辛島町 3 番 24 地先から 中央区桜町 5 番 4 地先まで	新	14.7~20.0	104.1

告 示 第 1 4 5 号

平成 28 年 3 月 15 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
1-103	新町4丁目横手4丁目第1号線	中央区新町4丁目8番79地先から 中央区島崎1丁目734番2地先まで	旧	8.0~8.2	21.7
		中央区新町4丁目8番79地先から 中央区島崎1丁目734番2地先まで	新	10.5~12.0	21.7

告 示 第 1 4 6 号

平成 28 年 3 月 15 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区間	
1-103	新町4丁目横手4丁目第1号線	中央区新町4丁目8番79地先から 中央区島崎1丁目734番2地先まで	平成28年3月15日

告 示 第 1 4 7 号

平成 28 年 3 月 15 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区間	
11-124	新南部町渡鹿7丁目第1号線	東区渡鹿9丁目4番2地先から 東区渡鹿8丁目221番5地先まで	平成28年3月15日

告 示 第 1 4 8 号

平成 28 年 3 月 15 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

道路の種類	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区間	
一般県道	瀬田熊本線	東区渡鹿 9 丁目 40 番 16 地先から 東区渡鹿 8 丁目 41 番 8 地先まで	平成 28 年 3 月 15 日

告 示 第 1 4 9 号

平成 28 年 3 月 15 日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
主要地方道	熊本玉名線	西区花園 1 丁目 291 番地先から 西区花園 1 丁目 150 番 1 地先まで	旧	9.5~13.0	21.6
		西区花園 1 丁目 291 番地先から 西区花園 1 丁目 150 番 1 地先まで	新	12.0~19.0	21.6

告 示 第 1 5 0 号

平成 28 年 3 月 15 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

道路の種類	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区間	
主要地方道	熊本玉名線	西区花園 1 丁目 291 番地先から 西区花園 1 丁目 150 番 1 地先まで	平成 28 年 3 月 15 日

公 告

公告第 172 号

平成 28 年 3 月 1 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西七丁目 2734 番 7
495.58 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公告第 180 号

平成 28 年 3 月 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区海路口町字学科東割 2587 番 1、2587 番 2、2588 番 1、2588 番 2
1,088.73 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区昭和町 1 番 1 号
有限会社 ケイワイ企画
代表取締役 菊山 朝子

公告第 181 号

平成 28 年 3 月 4 日

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局東部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 名称及び位置

名称		位置
番号	公園名	
2・694	帯山さくら公園	熊本市中央区帯山七丁目 764 番

- 2 供用開始の期日
平成 28 年 3 月 4 日

公 告 第 1 8 6 号

平成 2 8 年 3 月 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区麻生田二丁目 1 5 8 8 番 3 の一部、1 5 8 8 番 4 の一部
2, 3 4 8. 0 6 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 1 8 8 号

平成 2 8 年 3 月 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区御幸木部一丁目 9 8 9 番 3、9 8 9 番 4、9 9 0 番 3、9 9 5 番
2 8 6. 4 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 1 9 1 号

平成 2 8 年 3 月 1 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市中央区帯山七丁目 8 6 6 番 1 の一部、8 6 6 番 6 の一部、8 6 8 番 1 の一部
1, 4 7 9. 7 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区保田窪本町 1 9 番 5 0 号
合同会社 ジェイド
代表社員 伊藤 睦子

公 告 第 1 9 2 号

平成 2 8 年 3 月 1 0 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 8 6 条第 1 項の規定に基づき、次の一団地を認定したので、同法第 8 6 条第 8 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 申請人 熊本市北区植木町石川 2 8 0 番地
植木工業団地協同組合 理事長 堤 寛
- 2 認定区域 地名地番 熊本市北区植木町石川字柿平
2 7 4 番 5、1、2、3、4、6、7、8、9、10、11、12、13、14、
2 7 4 番 1 5、16、17、18、2 9 9 番、2 7 5 番 7、3 2 4 番 1

敷地面積 27923.50㎡

- 3 一団地認定年月日番号 平成28年3月9日 指令(建指)第2号
- 4 認定内容 認定内容関係書類は、次の場所で一般の縦覧に供する。
- 5 縦覧場所 熊本市都市建設局建築指導課(熊本市中央区手取本町1番1号)

公告第193号

平成28年3月11日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町舞原字西379番1
281.17平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公告第195号

平成28年3月11日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区鶴羽田町字出口1116番1
1,818.61平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区清水新地五丁目10-30
株式会社九州西邦建設
代表取締役 西島 耕一

公告第196号

平成28年3月14日

工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準の一部を改正する基準を公告する。

熊本市長 大西一史

工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準の一部を改正する基準

工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準(平成17年告示第43号)の一部を次のように改める。

第2条第1項中「最低制限基準額を基礎として」を「最低制限基準額を基礎として、当該額を下回らないように」に改める。

附 則

この基準は、公告日から施行し、平成28年4月1日以降に開札を行うものについて適用する。

公告第197号

平成28年3月14日

建設工事に係る業務委託契約に係る最低制限価格の算定基準の一部を改正する基準を公告する。

熊本市長 大西一史

建設工事に係る業務委託契約に係る最低制限価格の算定基準の一部を改正する基準

建設工事に係る業務委託契約に係る最低制限価格の算定基準（平成 22 年告示第 134 号）の一部を次のように改める。

第 2 条第 1 項中「最低制限基準額を基礎として」を「最低制限基準額を基礎として、当該額を下回らないように」に改め、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項に定める最低制限基準額の算定は、直接測量費、直接原価、直接人件費、直接調査費、測量調査費、特別経費、直接経費、間接調査費、諸経費、技術料等経費、その他原価、技術経費、解析等調査業務費又は一般管理費等の千円に満たない額を切り捨てた額をもって行うものとする。

別表の注を削る。

附 則

この基準は、公告日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以降に開札を行うものについて適用する。

公 告 第 1 9 8 号

平成 28 年 3 月 14 日

熊本市建設工事履行確実性評価型総合評価一般競争入札実施要領の一部を改正する要領を公告する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市建設工事履行確実性評価型総合評価一般競争入札実施要領の一部を改正する要領

熊本市建設工事履行確実性評価型総合評価一般競争入札実施要領（平成 24 年公告第 316 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「履行確実性評価基準額を基礎として」を「履行確実性評価基準額を基礎として、当該額を下回らないように」に改める。

附 則

この基準は、公告日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以降に開札を行うものについて適用する。

公 告 第 1 9 9 号

平成 28 年 3 月 14 日

熊本市建設工事に係る業務委託総合評価一般競争入札試行要領の一部を改正する要領を公告する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市建設工事に係る業務委託総合評価一般競争入札試行要領の一部を改正する要領

熊本市建設工事に係る業務委託総合評価一般競争入札試行要領（平成 21 年告示第 565 号）の一部を次のように改める。

第 5 条第 3 項中「履行確実性評価基準額を基礎として」を「履行確実性評価基準額を基礎として、当該額を下回らないように」に改める。

附 則

この基準は、公告日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以降に開札を行うものについて適用する。

公 告 第 2 0 0 号

平成 28 年 3 月 15 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 27 年度熊本市農用地利用集積計画第 12 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公告第 201 号

平成 28 年 3 月 15 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条の規定により、平成 28 年 2 月 15 日付・公告第 114 号で公告した熊本市農用地利用集積計画の一部を取消したので公告する。

熊本市長 大西 一史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

上下水道局

上下水道局規程第 2 号

平成 28 年 3 月 9 日

熊本市上下水道局保安勤務規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田 勝博

熊本市上下水道局保安勤務規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局保安勤務規程（昭和 47 年水道局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「管路維持課、計画調整課又は水道整備課」を「総務課、経営企画課、料金課、給排水設備課、計画調整課、水道整備課又は管路維持課」に改める。

第 5 条中「管路維持課長、計画調整課長又は水道整備課長」を「総務課長、経営企画課長、料金課長、給排水設備課長、計画調整課長、水道整備課長又は管路維持課長」に改める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

上下水道局告示第 12 号

平成 28 年 3 月 1 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田 勝博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 799 号	熊本市南区海路口町 16 番地 吉田設備 代表者 吉田 実	平成 28 年 2 月 23 日

上下水道局告示第 13 号

平成 28 年 3 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 28 年 3 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田 勝博

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成 28 年 3 月 1 日

2 下水を排除し、及び処理する区域

(1) 東部処理区

東区小山三丁目及び東区小山七丁目の各一部

- (2) 南部処理区
南区野口二丁目、南区野口三丁目及び南区元三町一丁目の各一部
- (3) 西部処理区
西区西松尾町、西区松尾一丁目、西区松尾二丁目、西区池上町、西区小島九丁目、西区島崎六丁目、南区今町及び南区八分字町の各一部
- (4) 城南処理区
南区城南町東阿高の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
- (1) 東部処理区
東区秋津町秋田 5 3 6 番地
東部浄化センター
- (2) 南部処理区
南区元三町四丁目 1 番 1 号
南部浄化センター
- (3) 西部処理区
西区沖新町 4 9 4 4 番地 3
西部浄化センター
- (4) 城南処理区
南区城南町島田 4 3 8 番地
城南町浄化センター

病 院 局

病院局公告第 30 号

平成 28 年 3 月 1 日

平成 27 年度熊本市職員採用選考試験案内について、次のとおり公告する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

- 1 試験名称 平成 27 年度熊本市職員採用選考試験 (医師)
- 2 申込期間 平成 28 年 3 月 1 日 (火) ～平成 28 年 3 月 31 日 (木)
- 3 試験区分、職種、採用予定者数

試験区分	職 種	採用予定者数
免許資格職	医師	1 人

- 4 試験案内配布場所 熊本市市民病院総務課
熊本市ホームページ及び熊本市市民病院ホームページにも試験案内を掲載する。

農 業 委 員 会

農 委 規 程 第 5 号

平成 28 年 3 月 1 日

熊本市農業委員会の運営に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市農業委員会 会長 森 日 出 輝

熊本市農業委員会の運営に関する規程の一部を改正する規程

熊本市農業委員会の運営に関する規程（平成 24 年農業委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「第 29 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に、「証票」を「証明書」に改め、同条第 2 項中「証票」を「証明書」に改める。

別記様式（表面）中「第二十九条第二項」を「第三十五条第二項」に、「証票」を「証明書」に改め、同様式（裏面）中「第二十九条」を「第三十五条」に、「行う」を「遂行する」に、「耕作者」を「農業者」に改め、「委員」の次に「推進委員」を加え、「証票」を「証明書」に、「是」を「これ」に、「呈示」を「提示」に改める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

農 委 公 告 第 3 号

平 成 2 8 年 3 月 2 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成 24 年農委規則第 1 号）第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会 会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成 28 年 3 月 8 日（火）午後 3 時
- 2 場所 市役所 1 4 階大ホール
- 3 議題
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請（会許可分）
 - 第 2 号議案 事業計画変更承認申請
 - 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
 - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（1 2 号）
 - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（農地中間管理機構との賃貸借）
 - 第 7 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告の取消しについて
 - 第 8 号議案 土地改良法第 3 条による資格証明願
 - 第 9 号議案 納税猶予に関する適格者証明願
 - 第 10 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
 - 第 11 号議案 農地法第 18 条第 1 項の規定に基づく許可申請
 - 第 12 号議案 熊本市農業委員会の運営に関する規程を改正する規程について
 - 第 13 号議案 農地法の一部改正に伴う事務処理委任同意について
- 4 報告事項
- 5 その他